

工事現場における現場代理人の常駐の運用について(稲沢市)

令和3年 4月 1日
稲沢市総務部契約検査課

工事現場における現場代理人の常駐について、下記により運用するものとする。なお、運用の対象とする工事は、稲沢市発注工事(業務委託を含む。ただし、契約検査課において契約したものに限る。)とするが、下記と同様な運用を認める発注機関の工事を含めることができるものとする。

記

運用の1 工期内の現場代理人の常駐について

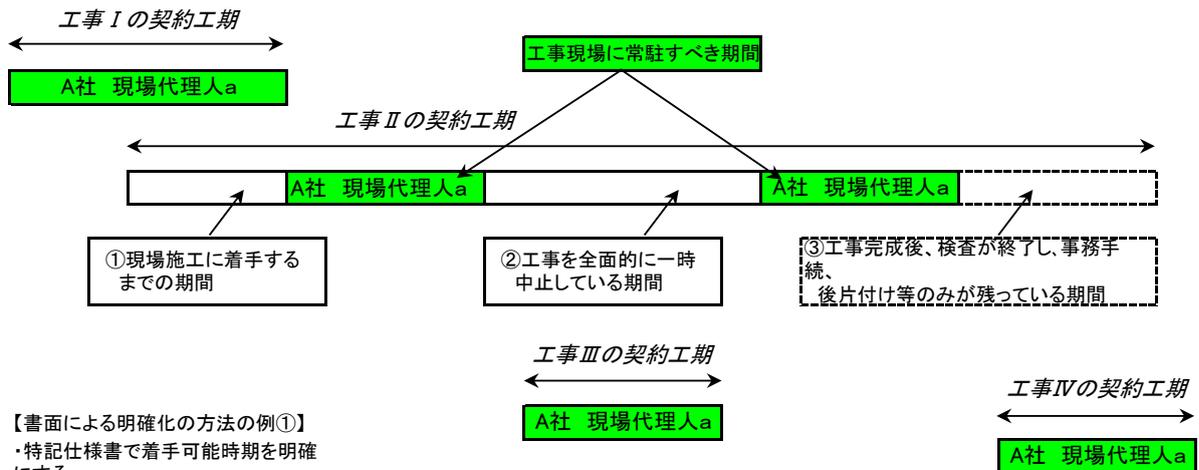
現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、次の①、②、③、④に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間(同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合に限る。)

ただし、いずれの場合も発注者と受注者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

【運用の1 ①、②、③の説明図】

常駐すべき各期間に重複のない工事Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳに、同一の現場代理人aを配置することができる。



【書面による明確化の方法の例①】

- ・特記仕様書で着手可能時期を明確にする。
- ・契約締結後5日以内に提出する工程表で着手時期を明確にする。(最大30日以内)
- ・契約締結後、特別の事情がある場合に、工事打合簿で着手可能時期を明確にする。

【書面による明確化の方法の例②】

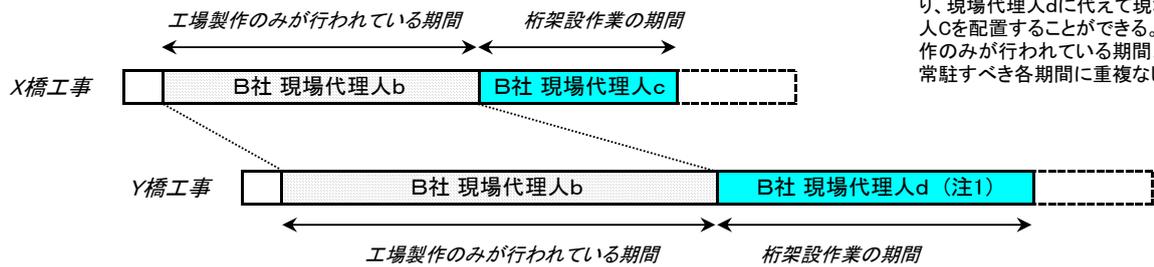
- ・特記仕様書で複数回草刈りの施工期間を各々明確にする。
- ・「工事中止通知書」で中止期間を明確にする。

【書面による明確化の方法の例③】

- ・「完了検査結果合格通知書」で明確にする。

【運用の1 ④の説明図】

X橋工事とY橋工事が、同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作のみが行われている期間、同一の現場代理人bを配置することができる。この場合、桁架設作業の期間に配置する現場代理人c、現場代理人dは、工場製作のみが行われている期間、当該工事以外の現場代理人として配置することができる。

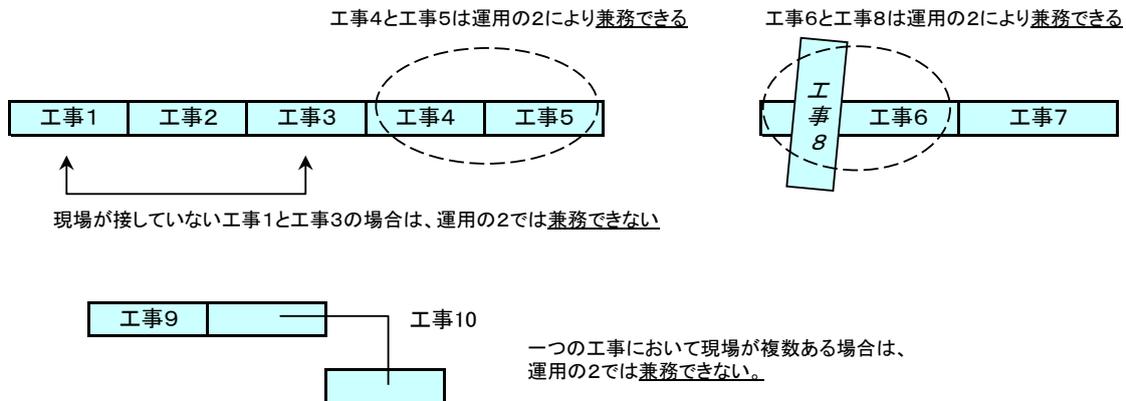


(注1)運用の1の前段の説明図により、現場代理人dに代えて現場代理人Cを配置することができる。(工場製作のみが行われている期間以外の常駐すべき各期間に重複なし)

運用の2 密接な関連のある二つ以上の工事の現場代理人の兼務について

現場代理人は、密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、契約金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。
 なお、「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が隣接している場合(重なる場合を含む)を原則とする。
 また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合、契約金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

【運用の2 説明図】



運用の3 現場代理人等との兼務について

建設工事の現場代理人は、次のいずれかの条件に該当する稲沢市が発注する工事と同時に一件に限り、主任技術者、監理技術者、現場代理人及び現場責任者(以下、現場代理人等とする。)を兼務できるものとする。この場合、現場代理人等は二つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取崩り等を適切に行うものとする。

- ①次のア、イのいずれかに該当する工事
 - ア 建設工事に該当する工種の契約金額が500万円未満の工事
 - イ 建設工事に該当しない工事又は業務委託(草刈り、溝浚い等)
- ②次のすべてに該当する工事
 - ア 現場条件等により常駐を必要とされていない工事
 - イ 低入札ではない工事
 - ウ 二つの工事の当初契約金額の総額が4億円未満
 - エ 監理技術者の場合は監理技術者補佐の配置をしている工事

運用の4 現場代理人が現場代理人等を兼務する場合に提出する書類について

運用の3において、現場代理人が現場代理人等を兼務する場合、現場代理人等の兼務届(別紙様式)を提出するものとする。